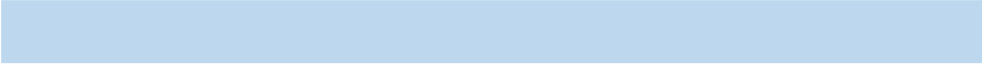


2019(令和元)年12月23日

接種記録について



予防接種記録について

- 予防接種記録については、定期接種の実施主体である市町村長が**予防接種台帳**を保有しているほか、被接種者又は保護者が**母子健康手帳の記録・予防接種済証**を保有している。

<自治体（市町村長）>

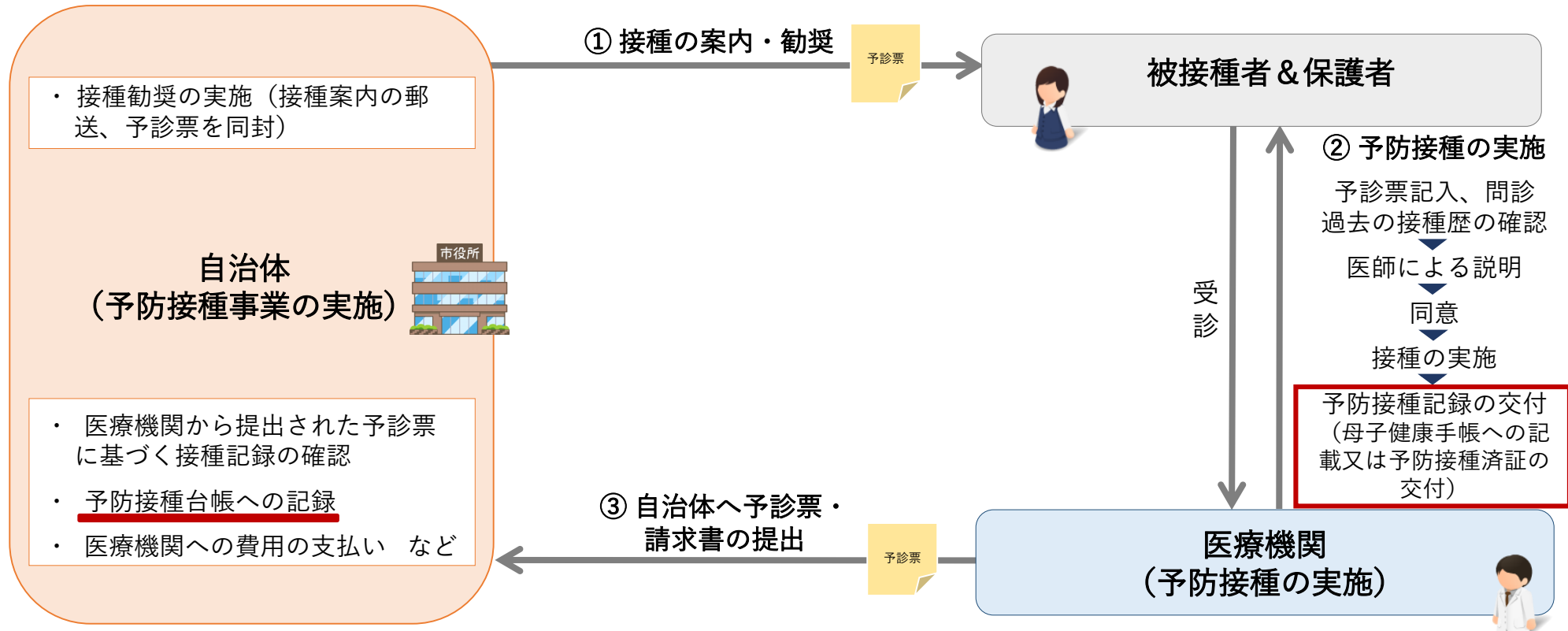
予防接種台帳 医療機関から届いた予診票に基づき、予防接種記録を確認し予防接種台帳へ記録

<被接種者又は保護者>

母子健康手帳の記録・予防接種済証

予防接種を受けた際に、母子健康手帳への記録若しくは予防接種済証の受け取り

定期接種の実施の流れ（典型例）



第二次提言と予防接種基本計画の記載

第二次提言 (平成24年5月23日 厚生科学審議会感染症分科会予防接種部会)

- 接種記録については、未接種者の把握による接種勧奨を通じた接種率の向上等を図るため、予防接種台帳のデータ管理の普及や活用のあり方について、個人情報保護の観点や社会保障・税番号制度の導入に向けた状況も考慮しつつ、さらに検討する。
- 被接種者の接種を促すためには、国民が自らの健康確保に努めることを端緒に、母子健康手帳への記載の励行、乳幼児健診や就学時健診における確認や勧奨の徹底などを図る。
- 母子健康手帳については、予防接種関連の記載項目を整理・充実して、保護者及び被接種者が予防接種に関する情報を一元的かつ長期的に管理できるようにする。

予防接種に関する基本的な計画 (平成26年厚生労働省告示第121号)

- 第四 予防接種の適正な実施に関する施策を推進するための基本的事項

三 予防接種記録の整備

市町村における予防接種記録の整備については、未接種の者を把握した上で接種勧奨を行うことによる定期の予防接種の接種率の向上及び予防接種歴の確認による接種事故の防止の点から効果的であるため、国は、予防接種台帳のデータ管理の普及及び活用の在り方について、個人情報保護の観点及び社会保障・税番号制度の導入に向けた状況も踏まえ、検討を進める必要がある。

また、個人の予防接種歴の把握に当たっては、母子健康手帳の活用が重要である。そのため、母子健康手帳の意義を改めて周知し、成人後も本人が予防接種歴を確認できるよう、引き続きその活用を図ることが重要である。

さらに、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の趣旨及び内容を踏まえ、国民一人一人が自分の個人情報をインターネット上で確認できる仕組みを通じ、接種スケジュールや予防接種歴の確認が可能となるよう、必要な準備を行う。

市町村長が有する接種記録（予防接種台帳）について

- 市町村長又は都道府県知事は、予防接種を行ったときは、予防接種に関する記録を作成し、予防接種を行ったときから5年間保存しなければならないこととされており（予防接種法施行令第6条の2）、予防接種台帳を保有している。記録すべき項目としては、予防接種を受けた者の住所、氏名、生年月日、性別及び実施の年月日、予防接種の種類、接種液の接種量等が定められている。
- また、定期接種実施要領において、予防接種台帳の様式を示し、適正に管理・保存することを求めるとともに、未接種者の把握や市町村間での情報連携等に有効活用するため、電子的な管理を行うことが望ましいとしている。

予防接種台帳 様式第一

No.		町・字		予防接種実施者名			都道府県			保健所市町村					
番号	予防接種対象者氏名	生年月日	性別	住所	保護者氏名	予 防 接 種									備考
						(1)			(1)			(1)			
						年月日	医師名	摘要	年月日	医師名	摘要	年月日	医師名	摘要	
(2)	(3)	(4)	(2)	(3)	(4)	(2)	(3)	(4)							

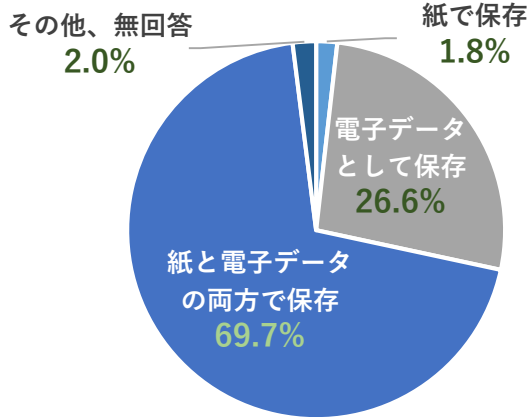
台帳作成及び記載上の注意

- 1 用紙は大型のものを用いること。
- 2 「予防接種」の欄には、小欄を多く設け、数回の予防接種（インフルエンザの場合は、複数年にわたる予防接種）に使用し得るようにしておくこと。
- 3 予防接種対象者の記載は、町・字ごとに行って「町・字名」の欄に当該町・字名を記載するとともに、「住所」の欄に簡略に記載すること。
- 4 「予防接種」欄には、予防接種が2回又は3回の接種により行われるときは、その1回ごとに記載するものとし、(1)欄には予防接種の種類、定期臨時の別等を、(2)欄には当該予防接種を行った年月日を、(3)欄には接種を行った医師の氏名を、(4)欄には接種液の名称、接種量等を記載すること。
- 5 実費徴収の徴収基準による区分、予防接種済証の交付等については備考欄にその旨を記載しておくこと。
- 6 予防接種を受けることが適当でない者、事故により予防接種を受けることが出来なかった者等については、それぞれ予防接種を行わなかった理由を備考欄に記載しておくこと。
- 7 それぞれの予防接種に用いた接種液については、その製造者及び製造所の名称、製造及び検定の年月日並びに製造番号を備考欄に記載しておくこと。

市町村長が有する接種記録（予防接種台帳）の現状について

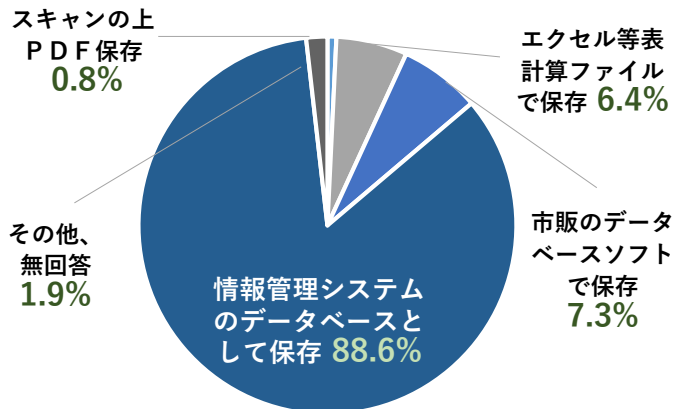
- 平成30年度に実施した調査によると、95%以上の自治体が電子データで予防接種記録を保存しており、そのうち約88%が情報管理システムのデータベースとして接種記録を保存している、という結果があり、多くの自治体で予防接種記録の電子化が進展していると考えられる。
- データベースの登録・更新頻度については、市町村が紙情報をシステムに手動登録している自治体が約90%を占め、そのうち約75%が1ヶ月に1回程度情報を登録している。

接種記録の保存方法 N=1399

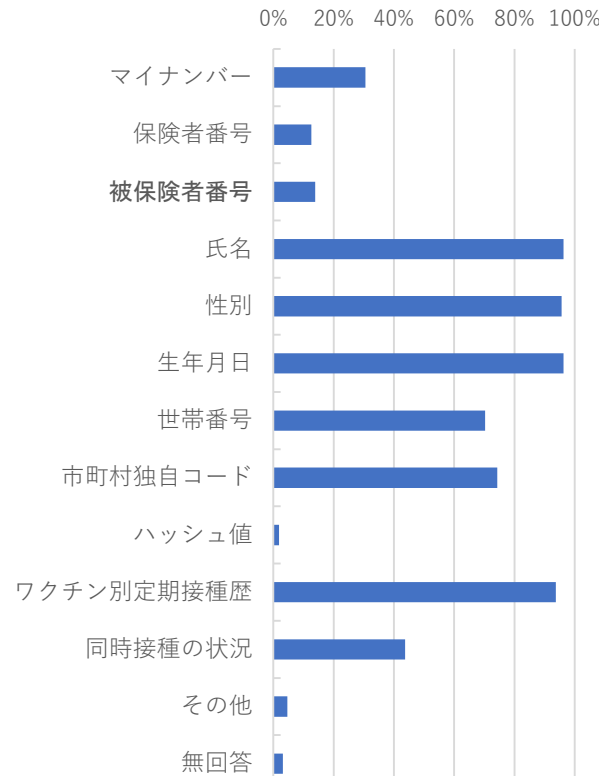


電子データの保存形態 N=1347 (※)

※ 上記で「電子データとして保存」、「紙と電子データの両方で保存」と回答した自治体が対象

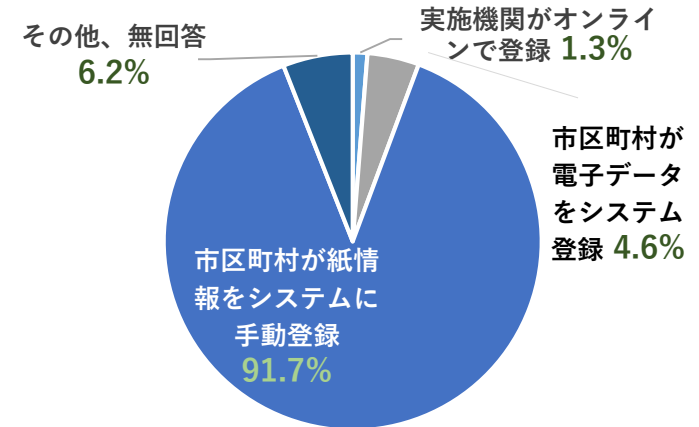


データベースに含まれている情報 N=1399



※あくまでデータベースに含まれている情報を聞いたものであり、これ以外にも連結可能な項目が存在することもあり得る。

データベースの登録・更新の方法及び頻度 N=1399



※ 市区町村が紙情報をシステムに手動で登録する場合(91.7%)のうち、「1か月に1回程度登録する」が75.2%、「実施時に随時登録する」が17.4%となっている。

【出典】厚生労働省補助事業「予防接種の有効性・安全性の効果測定に関する調査事業」（平成30年度）

【調査概要】全国1,741市町村を対象とし、平成30年12月～平成31年2月に、調査表を送付の上アンケートを実施。有効回答は1,399件（回収率80.4%）。

本人が持つ予防接種記録

- 予防接種を実施した医療機関は、予防接種を受けた者に対して、予防接種済証を交付するか、母子健康手帳に証明すべき事項を記載することとなっており、定期接種を受けた本人も予防接種記録を保持している。

予防接種済証（様式）

No. _____

_____ 予防接種済証（第 期）（定期）

住所
氏名

年 月 日生

予防接種を行った年月日

第 回 年 月 日

第 回 年 月 日

第 回 年 月 日

第 回 年 月 日

年 月 日

都道府県
市区町村長氏名

No. _____

_____ 予防接種済証（第 期）（臨時）

住所
氏名

年 月 日生

予防接種を行った年月日

第 回 年 月 日

第 回 年 月 日

第 回 年 月 日

第 回 年 月 日

年 月 日

都道府県
知事又は市区町村長氏名

母子健康手帳（様式）

予防接種の記録(1)
Immunization Record

感染症から子ども(自分の子どもはもちろん、周りの子どもたちも)を守るために、予防接種は非常に効果の高い手段の一つです。子どもたちの健康を守るために予防接種の効果と副反応をよく理解し、子どもに予防接種を受けさせましょう。

ワクチンの種類 Vaccine	接種年月日 Y/M/D (年齢)	メーカー/ロット Manufacturer/ Lot.No.	接種者署名 Physician	備考 Remarks
インフルエンザ菌b型 (Hib) Haemophilus type b	1回			
	2回			
	3回			
	追加			
小児肺炎球菌 Streptococcus pneumoniae	1回			
	2回			
	3回			
	追加			
B型肝炎 Viral Hepatitis type B	1回			
	2回			
	3回			
	追加			

●その他

予防接種の記録(2)

ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ
Diphtheria・Pertussis・Tetanus・Polio

時期	ワクチンの種類 Vaccine	接種年月日 Y/M/D (年齢)	メーカー/ロット Manufacturer/ Lot.No.	接種者署名 Physician	備考 Remarks
第1期 初回					
第1期 追加					

BOG

接種年月日 Y/M/D (年齢)	メーカー/ロット Manufacturer/ Lot.No.	接種者署名 Physician	備考 Remarks

ワクチンの種類 Vaccine	接種年月日 Y/M/D (年齢)	メーカー/ロット Manufacturer/ Lot.No.	接種者署名 Physician	備考 Remarks
麻しん・風しん	第1期			
	第2期			

ワクチンの種類 Vaccine	接種年月日 Y/M/D (年齢)	メーカー/ロット Manufacturer/ Lot.No.	接種者署名 Physician	備考 Remarks
水痘 Varicella	1回			
	2回			

予防接種の記録(3)

日本脳炎
Japanese Encephalitis

時期	接種年月日 Y/M/D (年齢)	メーカー/ロット Manufacturer/ Lot.No.	接種者署名 Physician	備考 Remarks
第1期 初回				
第1期 追加				

ワクチンの種類 Vaccine	接種年月日 Y/M/D (年齢)	メーカー/ロット Manufacturer/ Lot.No.	接種者署名 Physician	備考 Remarks
ヒトパピローマウイルス (HPV) Human Papilloma (2価・4価)	1回			
	2回			
	3回			

●薬剤や食品などのアレルギー記入欄

※ 定期接種の母子健康手帳様式は省令で、任意接種の様式は通知で定められている。上記は定期接種様式。

マイナンバー制度について（経緯）

- マイナンバー制度については、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する基盤となることを趣旨とする制度。
 - 日本国内の全国民に12桁の個人番号を付番、マイナンバー法に定められた社会保障・税・災害分野の事務で利用。
 - 情報連携により、異なる行政機関の間で保有しているマイナンバーに紐付く個人情報やりとりできる。
 - マイナポータルにより、行政機関が保有する自身の情報、自分へのお知らせ通知などを、PCや携帯から閲覧できる。
- 予防接種関係におけるマイナンバー制度については、平成28年1月から予防接種関係事務における同一自治体内での利用が、平成29年11月から接種歴の自治体間の情報のやりとり、マイナポータルでの接種歴・お知らせ通知の確認が可能な仕組みとなっている。

マイナンバー制度全体

平成25年5月

番号関連法の成立・公布

平成27年10月

国民へのマイナンバー通知の開始

平成28年1月

マイナンバー利用の開始

平成29年7月

情報連携の試行運用を開始
マイナポータルの試行運用を開始

平成29年11月

情報連携の本格運用を開始
マイナポータルの本格運用を開始

予防接種関係におけるマイナンバー制度

平成28年1月1日～

平成25年番号法により、同一自治体内での予防接種の実施、救済給付の支給又は実費徴収に関する事務について、マイナンバー利用が可能な仕組みに。

平成29年11月～

平成26年12月「医療等分野における番号制度の活用等に関する研究会」中間とりまとめを踏まえ、予防接種歴に関する情報連携（自治体間の情報のやりとり）が可能な仕組みに。

平成29年11月～

情報連携の開始にあわせ、マイナポータルの運用を開始。
マイナポータルで接種歴、お知らせ通知を見ることが可能な仕組みに。

予防接種分野における情報連携について

- 平成29年11月から、マイナンバーを活用した接種歴の自治体間のやりとりが可能な仕組みとなり、情報連携を実施している自治体間では、転入者の予防接種記録を転居前の自治体から取り寄せ、接種記録を入手することが可能になった。

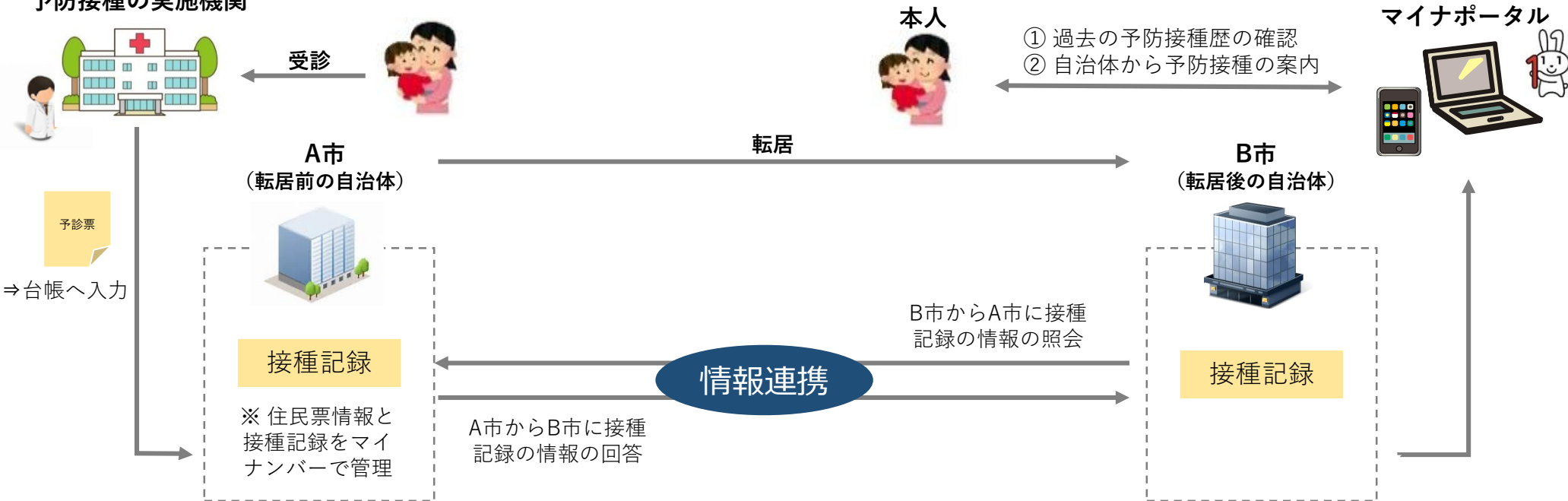
「医療等分野における番号制度の活用等に関する研究会」中間とりまとめ（抄）

自治体間で予防接種歴のやりとりにマイナンバーを用いることについては、以下の観点から、現行の番号法の枠組みの中での対応が可能と考えられる。

- ・ 予防接種法に基づく予防接種（定期的予防接種）の実施は、自治体の行政事務であり、全国で統一して定められた方法により行われている。
- ・ 定期的予防接種の適切な実施は、公衆衛生上重要である。実施に当たっては、転居前の予防接種を含めて予防接種歴を把握する必要があるほか、本人の健康被害の救済にも必要な情報であるので、法律上の手当をすれば、本人の同意なく自治体間で予防接種歴の連携ができると整理して差し支えない。
- ・ マイナンバーによって転居の際の住民票情報との紐付けが可能となり、予防接種歴の情報管理・検索が確実・効率的にできるようになる。

自治体間のやりとりの仕組み（イメージ）

予防接種の実施機関



※ 情報連携の開始にあたって、厚生労働省から自治体に対して予防接種記録の電子化を改めて依頼するとともに、副本更新期限は正本データが更新された日の翌々開庁日の業務開始前まで、副本データとして保存すべき情報の年限は5年分という運用ルールを示している。

予防接種分野におけるマイナポータル利用について

- 平成29年11月から、マイナポータルの利用が開始されており、マイナンバーカードを持つ住民が、過去の予防接種歴を確認すること、自治体から予防接種の案内を受け取ることが可能な仕組みとなっている。
- また、令和元年11月より、民間事業者や国・地方公共団体など様々なWebサービス提供者が、自己情報取得API（※）を活用しマイナポータルと連携することにより、自らのWebサービス利用者の自己情報を、安全かつスピーディに取得し、そのサービスにおいて活用することが可能な仕組みとなった。
(※) APIとは、アプリケーション・プログラミング・インターフェースの略。マイナポータルのAPIの提供は、外部のWEBサービスのシステムからマイナポータルにアクセスしてその機能を活用できるように必要な使用等を作成し、一定の要件の下で後悔するものです。

マイナポータルで提供しているサービス

内閣府番号制度
担当室作成資料

- マイナポータルは、政府が運営するWebサイトです。
- 国民一人ひとりのポータルサイトとして、2017年7月以降、様々なサービスが利用可能となっています。

A サービス検索・電子申請機能 (ぴったりサービス)

子育てなどに関するサービスの検索や、オンライン申請（子育てワンストップサービス等）ができます。

B 自己情報表示 (あなたの情報)

行政機関等が保有するあなたの個人情報を検索して確認することができます。

C お知らせ

行政機関等から配信されるお知らせを受信することができます。

The screenshot shows the My Number Portal homepage. At the top, it says 'マイナポータル' and 'あなたにいいコト' どんどん広がる. Below this is a search bar and a 'ログイン' button. The main content area is divided into sections: '★ すぐに利用できるサービス' (Services available right now) and '🔒 利用者登録すると使える便利な機能' (Convenient functions available after registration). The 'すぐに利用できるサービス' section includes 'ぴったりサービス' (Perfect Service) for childcare and administrative services. The '🔒 利用者登録すると使える便利な機能' section includes 'あなたの情報' (Your Information), 'お知らせ' (Notice), 'アカウント情報変更' (Change Account Information), and '代理人' (Agent). The 'お知らせ' section includes 'やりとり履歴' (Exchange History) and 'もっとつながる' (Connect More). The 'もっとつながる' section includes 'アカウント情報変更' (Change Account Information) and '代理人' (Agent).

D 情報提供等記録表示 (やりとり履歴)

行政機関同士があなたの個人情報をやりとり（照会・提供）した履歴を確認することができます。

E もっとつながる (外部サイト連携)

外部サイト※を登録することで、マイナポータルと一体的に使えるようになります。
※e-Tax、ねんきんネット、民間送達サービスなど

その他のサービス

公金決済サービス

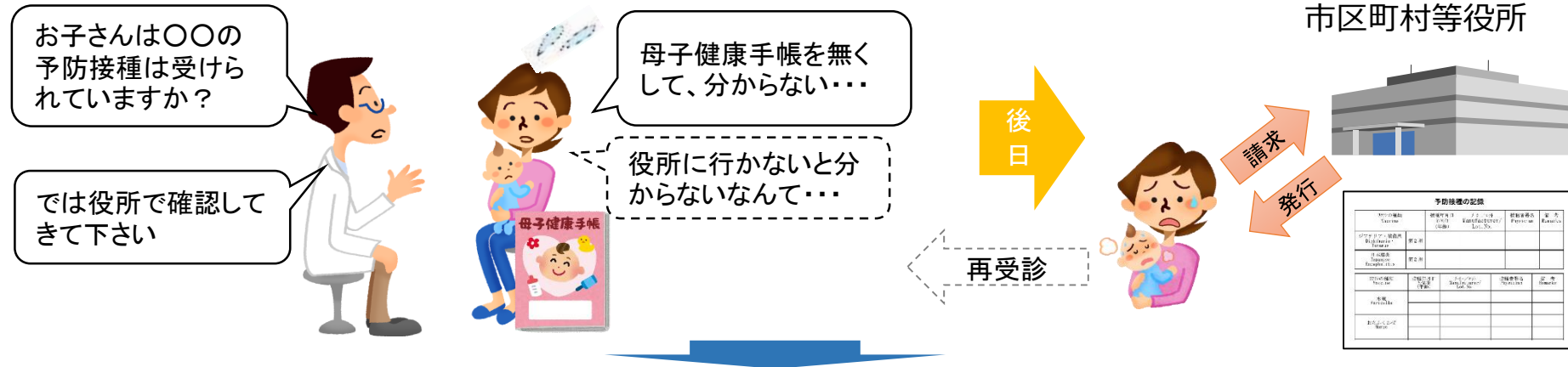
マイナポータルのお知らせからネットバンキング（ペイジー）やクレジットカードでの公金決済ができます。

APIの利用例：子どもの予防接種記録を母子保健アプリに連携

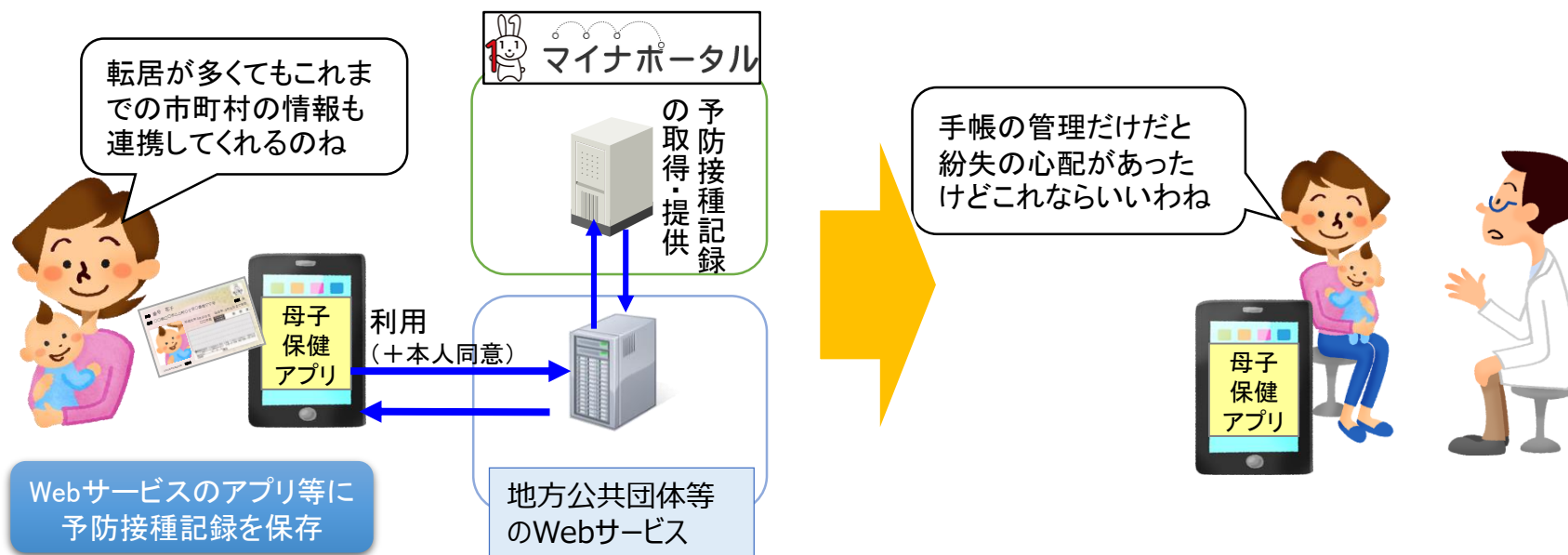
内閣府番号制度担当室
作成資料（一部改変）

予防接種の記録について、マイナポータルを経由してオンラインで取得し、地方自治体や民間事業者が提供している母子保健アプリ等のサービスに登録することで、スマホアプリ等での記録管理がスムーズにできるようになります。

現在



APIを利用



(参考) 「国民の健康づくりに向けたPHRの推進に関する検討会」について

目的

- 急激な少子高齢化、人口減少が進む我が国にあって、更なる健康寿命の延伸に向けた取組を進めることが重要である。そのための仕組みの一つとして、世界的には、**個人の健康診断結果や服薬歴等の健康等情報を電子記録として本人や家族が正確に把握するための仕組みであるpersonal health record(PHR)**の考え方が広がっている。
- 我が国では、2020年度から特定健診、乳幼児健診等、2021年度から薬剤情報について、マイナポータルにより提供することとされており、これらを通じて、予防、健康づくりの推進等が期待されている。
- また、「経済財政と運営の基本方針2019～「令和」新時代：「Society 5.0」への挑戦～」(令和元年6月21日閣議決定)においては、「生まれてから学校、職場など生涯にわたる健診・検診情報の予防等への分析・活用を進めるため、マイナポータルを活用するPHRとの関係も含めて対応を整理し、**健診・検診情報を2022年度を目途に標準化された形でデジタル化し蓄積する方策をも含め、2020年夏までに工程化する**」こととされており、今後は他の健康・医療等情報等も含めたPHRの活用も期待される。
- このため、既に進んでいる事業の状況も踏まえつつ、**我が国のPHRについての目的や方向性を明確にした上で、自身の健康に関する情報について電子データ等の形での円滑な提供や適切な管理、効果的な利活用が可能となる環境を整備していくため、関係省庁や省内関係部局との連携の下、「国民の健康づくりに向けたPHRの推進に関する検討会」を開催し、必要な検討を行う。**

構成員

- | | |
|--------|----------------------------------|
| 岡村 智教 | 慶應義塾大学衛生学公衆衛生学教室教授 |
| 中山 健夫 | 京都大学大学院医学研究科社会健康医学系専攻健康情報学分野教授 |
| ◎永井 良三 | 自治医科大学学長 |
| 長島 公之 | 公益社団法人日本医師会常任理事 |
| 樋口 範雄 | 武蔵野大学法学部法律学科特任教授 |
| 松田 晋哉 | 産業医科大学医学部公衆衛生学産業保健データサイエンスセンター教授 |
| 宮田 裕章 | 慶應義塾大学医学部医療政策・管理学教室教授 |
| 山口 育子 | 認定NPO法人ささえあい医療人権センターCOML理事長 |
| 山本 隆一 | 一般社団法人医療情報システム開発センター理事長 |

◎座長 (五十音順、敬称略)

関係省庁

内閣官房、内閣府大臣官房、総務省、文部科学省、経済産業省

事務局：厚生労働省

保存期間のルール

- 市町村長は、定期接種に関する記録を作成し、定期接種を行ったときから接種記録を5年間保存しなければならない、とされている。
 < 予防接種法施行令（昭和23年政令第168号） >
 第6条の2 市町村長又は都道府県知事は、法第5条第1項又は第6条第1項若しくは第3項の規定による予防接種を行ったときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した予防接種に関する記録を作成し、かつ、これを当該予防接種を行ったときから5年間保存しなければならない。
- また、5年間保存のルールに併せ、自治体間でやりとりできる接種歴の情報やマイナポータルで閲覧できる接種記録も5年分となっている。
- 他情報の保存期間等については、以下のとおりとなっており、健診情報等は5年の保存期間を設けているものが多い。

（参考）他情報の保存主体、保存期間等

情報種別		保存主体	保存義務	保存期間
定期接種の記録		市町村長	有	接種を行ったときから5年（予防接種法施行令第6条の2）
健診データ	特定健診	保険者	有	5年 or 加入者が他の保険者に加入した年度の翌年度の末日までの短い期間（実施基準省令第10条）
	事業主健診	事業者	有	5年（労働安全衛生法施行規則第51条）
	乳幼児健診	規定なし	規定なし	規定なし
	がん検診	規定なし	規定なし	規定なし
診療録		医師	有	5年（医師法第24条）
健康保険		事業主	有	完結の日より2年（健康保険法施行規則第34条）
戸籍（除籍）		市町村長	有	150年（戸籍法施行規則第5条第4項）
住民票（除票）		市町村長	有	150年（住民基本台帳法施行令第34条第1項）
不動産登記（土地）		国	有	閉鎖した日から50年（不動産登記規則28条第4項）
不動産登記（建物）		国	有	閉鎖した日から30年（不動産登記規則28条第5項）

予防接種記録の現状（まとめ）と検討の視点

- 予防接種記録については、市町村が有する予防接種台帳、被接種者又は保護者が有する母子健康手帳の記録・予防接種済証があるが、市町村が有する予防接種台帳については、一定程度電子化が進展してきている。
- また、マイナンバー制度により、接種歴の自治体間のやりとりやマイナポータルでの接種歴の確認等が可能な仕組みになっている。
- 予防接種記録の保存期間は、接種を行ったときから5年間となっている。

上記により、以下のようなことが実現されていると考えられる。

- 市町村が有する予防接種台帳の電子化の進展により、
 - ・ 未接種者の把握がより容易に
 - ・ （紙媒体による保存と比較して）保存コストが低下 など
- マイナンバーの活用により、
 - ・ 転居時の接種歴の紐付けが可能となり、予防接種歴の情報管理・検索がより確実に
 - ・ マイナポータル閲覧により、本人が電子的に接種歴を確認することが可能に

現状を踏まえると、例えば、

- ・ 予防接種台帳を利用した再勧奨
- ・ 接種記録を使用した、予防接種の有効性・安全性評価

などを行うことが可能になっていると考えられ、**具体的な活用目的・活用方法を想定しながら、接種記録の保存期間等のあり方**を検討してはどうか。

接種記録の活用について

○ 接種記録については、各主体ごとに以下のような活用方法が考えられる。

自治体が…

- ・ 定期接種対象者の特定、接種歴確認による接種事故の防止
- ・ 未接種者に対する再度の接種勧奨の実施
 - 自治体のうち、予防接種担当部局が再勧奨を実施する場合
 - 乳幼児健診、就学時健診等の際に、接種を促す場合
- ・ 予防接種以外の目的（例えば児童虐待の予防や早期発見など）での定期接種の実施状況の確認
- ・ 予防接種後健康被害救済の申請時の接種歴の確認 など

本人・保護者が…

- ・ 接種スケジュールの確認
- ・ 海外渡航時の過去の接種歴の確認
- ・ 感染症のまん延時の過去の接種歴の確認 など

医療機関が…

- ・ 接種実施時の接種歴を確認
- ・ 治療時の接種歴の確認 など

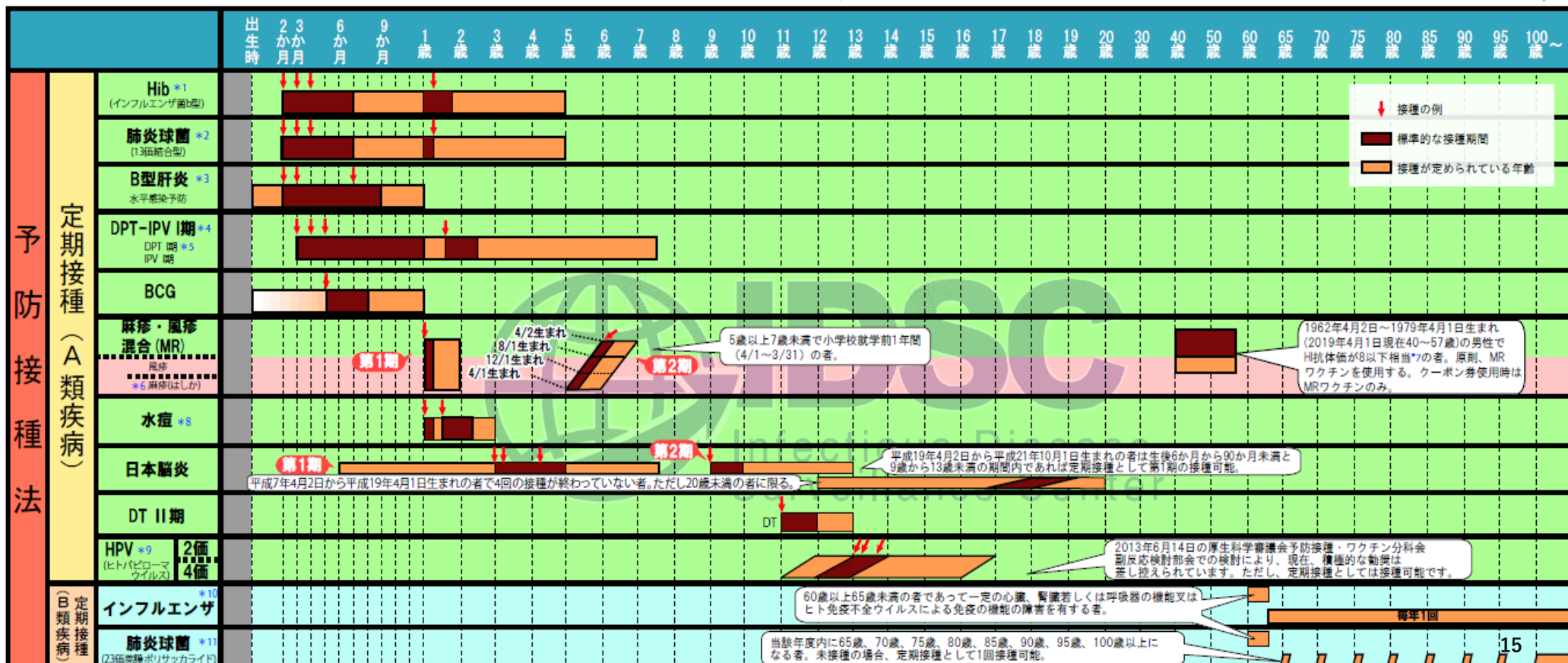
研究機関等が…

- ・ 予防接種の有効性・安全性の評価のために使用
- ・ 接種の実態把握のために使用 など

活用例① 接種歴、接種スケジュールの確認について

- 定期接種は、接種対象期間、接種回数、接種間隔等を決めて実施されるため、医療機関においては過去の接種記録を確認した上で接種が実施されている。接種歴・接種スケジュールを確認した上で適切に定期接種を実施するため、接種記録は非常に重要な役割を果たしている。
- 例えば、DPT-IPVは生後3月から生後90月まで定期接種の対象期間とされているが、7歳頃に4回目の接種を受ける場合には、自治体が有する1～3回目の接種記録が失われてしまっている可能性もあり得る。
- また、風しんの追加的対策（現在40歳から56歳男性に対する抗体検査・予防接種の実施）や、高齢者肺炎球菌感染症の70歳以上の者への接種など成人に対する接種が実施されており、今後成人への接種が促進される場合、更に接種歴の保存の必要性が一層高まることもあり得る。

現在の定期接種スケジュール（国立感染症研究所HPより抜粋）



- 特にまん延予防を図る必要のあるA類疾病については、未接種者への再勧奨を実施し、接種率を向上させることが重要であることから、未接種者への再勧奨を行うこととされている（定期接種実施要領）。
- また、特に麻しん・風しんについては、罹患歴及び予防接種歴を確認した上で、未罹患であり定期の予防接種を受けていない者に接種勧奨を行うこととしているほか、必要に応じて再度の接種勧奨を行うものとしている（麻しんに関する特定感染症予防指針、風しんに関する特定感染症予防指針）。
- 平成29年12月8日の第20回予防接種基本方針部会における自治体からのヒアリングにおいて、麻しん・風しん第二期接種の未接種者に対する勧奨などを行っている事例等をご紹介いただいている。

< 定期接種実施要領（抄） >

3 予防接種実施状況の把握

（2）未接種者への再度の接種勧奨

A類疾病の定期接種の対象者について、本実施要領における標準的な実施時期を過ぎてもなお、接種を行っていない未接種者については、疾病罹患予防の重要性、当該予防接種の有効性、発生しうる副反応及び接種対象である期間について改めて周知した上で、本人及びその保護者への個別通知等を活用して、引き続き接種勧奨を行うこと。

接種率向上

MR2期未接種者に対するの勧奨



対象者 : 10月末時点で未接種の方
H28年度は2,080名に送付



勧奨内容 : 下記ハガキ内容参照



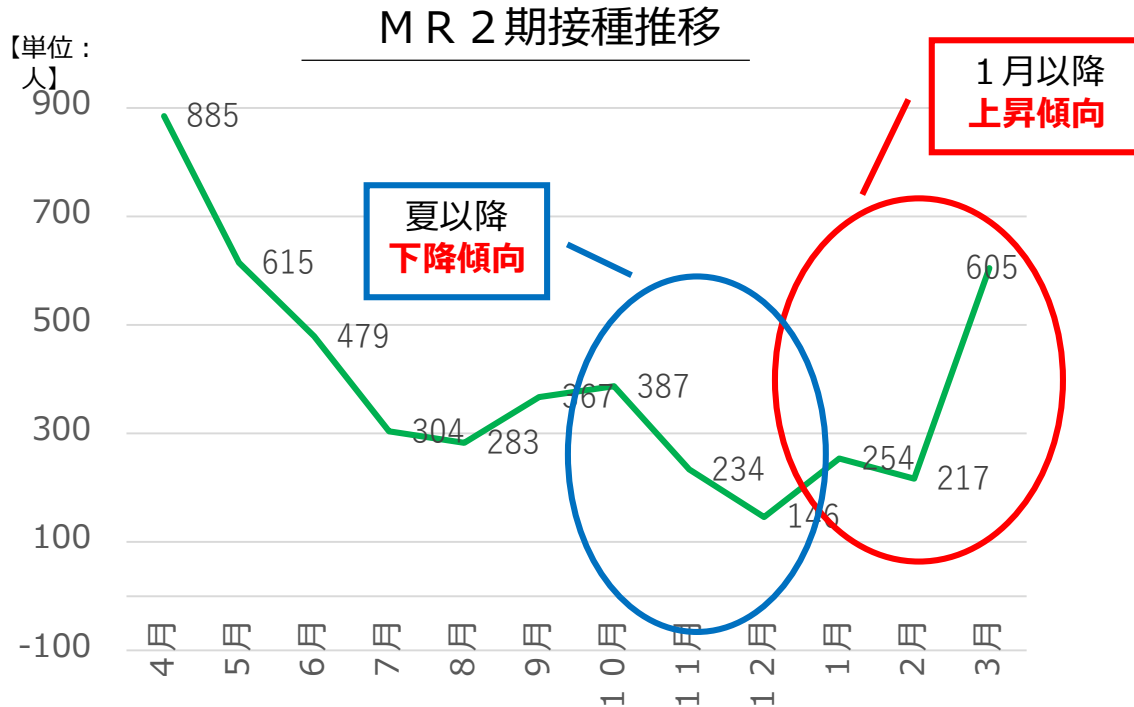
時期 : 12月末



勧奨媒体 : ハガキ



費用 : 1通あたり約10円の作成料と郵送料 ※ 委託業者に作成を依頼し、発送は保健予防課で実施)



MR(麻しん風しん)予防接種はお済みですか

接種期限は、平成29年3月31日です

この期限を過ぎますと公費(無料)で接種することができません。

今回のMRの予防接種は、以前に麻しんあるいは風しんの予防接種を受けたことがある方も対象となります。

なお、予防接種予診票がないと有料になりますので、お手元に予診票がない方は、母子健康手帳をご持参のうえ、下記の窓口にて予防接種予診票交付申請の手続きを行ってください。

【問合わせ窓口】 足立保健所保健予防課保健予防係 3880-5892
 江北保健センター 3896-4004
 千住保健センター 3888-4277
 竹の塚保健センター 3855-5082
 中央本町地域・保健総合支援課 3880-5351
 東部保健センター 3606-4171

このハガキは、平成28年10月31日現在の接種状況をもとにお送りしています。本状が届く前に接種済みの場合は、ご了承ください。

接種率向上に向けた取り組み①

個人通知

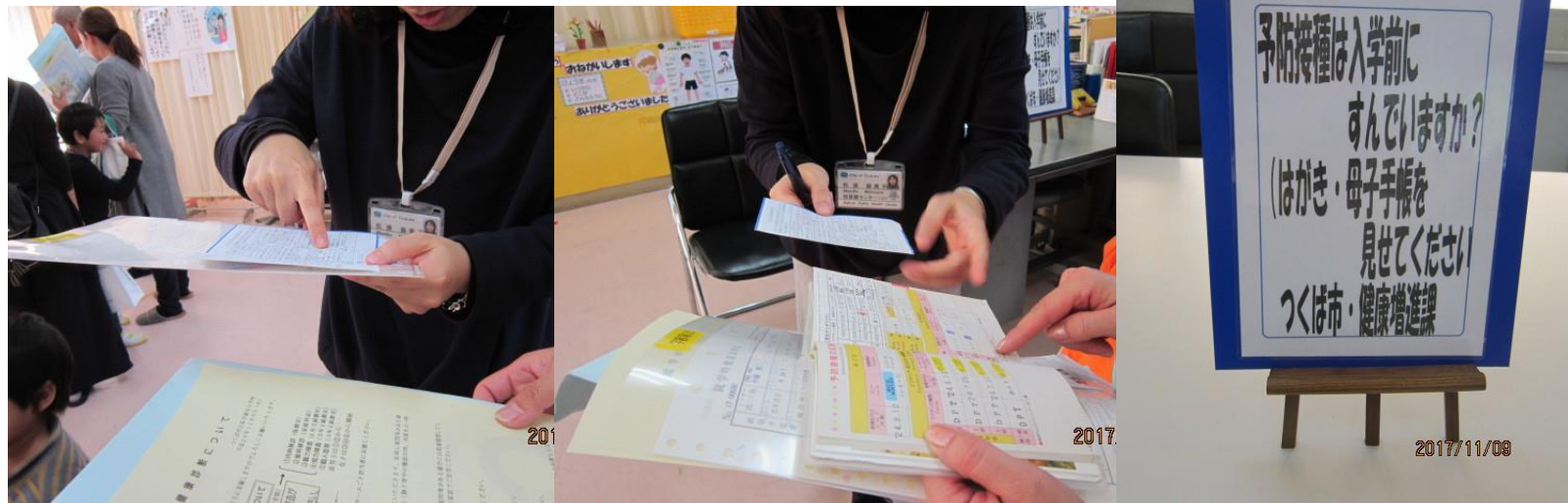
時期	対象者	予防接種の種類	予診票
毎月	生後1か月となる子	予防接種予診票綴り・予防接種と子どもの健康	●
	生後11か月となる子	麻しん・風しん1期・水痘のお知らせ	
	3歳1か月となる子	日本脳炎のお知らせ（1期初回）	
	4歳1か月となる子	日本脳炎のお知らせ（1期追加接種）	
	9歳1か月となる子	日本脳炎のお知らせ（2期）	●
	11歳1か月となる子	二種混合のお知らせ	●
	5歳未満の子（転入者）	つくば市の健診・予防接種の御案内	
	65歳から5歳刻みの市民（転入者）	高齢者肺炎球菌のお知らせ	●
4月	幼稚園等の年長児	麻しん・風しん2期お知らせ	
	65歳から5歳刻みの市民すべて	高齢者肺炎球菌お知らせ	
5月	高校3年生	日本脳炎特例者お知らせ	
	中学1年生	二種混合未接種者お知らせ	
7月	小学6年生	二種混合未接種者お知らせ	
9月	65歳以上の市民すべて	高齢者インフルエンザお知らせ	●
10月	中学1年生・小学6年生の未接種者	二種混合未接種者お知らせ	
1月	小学6年生の未接種者	二種混合未接種者お知らせ	
	MR2期末接種者	麻しん・風しん2期末接種者お知らせ	
	高齢者肺炎球菌未接種者	高齢者肺炎球菌未接種者お知らせ	

接種率向上に向けた取り組み②

・学校を通じての勧奨

時期	対象者	予防接種の種類
10月～11月 (就学児健診時)	幼稚園等の年長児	A類全て

＊ 31か所ある小学校のうち、27か所の小学校に出向き接種勧奨を行った。




広報①

平成29年12月8日
第20回予防接種基本方針部会
兵庫県神戸市提出資料

【小児①】

赤字:個別通知 緑字:訪問や乳児健診の機会を活用 青字:所属を通じて案内

時期	案内方法	配付・送付物
妊娠中	<ul style="list-style-type: none"> 母子健康手帳配付時 	<ul style="list-style-type: none"> 予防接種券綴り・すくすくハンドブック
生後 1～3か月頃 	<ul style="list-style-type: none"> 新生児訪問 予防接種番号通知 4か月児健康診査の個別通知に同封 	<ul style="list-style-type: none"> 予防接種と子どもの健康（冊子） 乳児期の定期予防接種勧奨ちらし 予防接種番号通知書、契約医療機関一覧表、予診票 BCG勧奨ちらし
生後 4か月頃	<ul style="list-style-type: none"> 4か月児健康診査 すくすく赤ちゃんセミナー 	
生後 9か月頃	<ul style="list-style-type: none"> 9か月児健康診査の個別通知に同封 健診票を確認し、必要時対応 	<ul style="list-style-type: none"> MR1期・水痘勧奨ちらし
1歳6か月頃	<ul style="list-style-type: none"> 1歳6か月児健康診査 ※未接種者のみ 	<ul style="list-style-type: none"> MR、水痘勧奨ちらし
3歳頃	<ul style="list-style-type: none"> 3歳児健康診査 	<ul style="list-style-type: none"> 日本脳炎勧奨ちらし
5～6歳 (就学前1年間)	<ul style="list-style-type: none"> 所属集団（保育所・幼稚園等）を通じて配付 入学予定の小学校を通じて配付 個別通知 ※未接種者のみ 	<ul style="list-style-type: none"> MR2期接種勧奨ちらし・ポスター 幼児期定期予防接種勧奨ちらし 就学前健診用MR2期勧奨ちらし 入学説明会用MR2期勧奨ちらし MR2期接種勧奨ハガキ

広報②

平成29年12月8日
第20回予防接種基本方針部会
兵庫県神戸市提出資料

【小児②】

時期	案内方法	配付・送付物
小学4年生	個別通知 ※未接種者のみ	・日本脳炎接種勧奨ハガキ
小学6年生	個別通知 ※未接種者のみ	・DT2期接種勧奨ハガキ
高校3年生	個別通知	・日本脳炎(特例対象者)接種勧奨ハガキ
<p>〈その他〉</p> <ul style="list-style-type: none">・「こうべ子育て応援メール」でタイムリーに情報発信(登録している方のみ)・広報紙KOB Eで適宜案内 ・市ホームページに情報掲載・予防接種週間には花時計ギャラリーにポスターを展示し啓発		



【高齢者】

対象疾病	案内方法	配付・送付物
高齢者肺炎球菌	<ul style="list-style-type: none">・毎年度対象者に個別通知・広報紙KOB Eに記事掲載	・高齢者肺炎球菌案内ハガキ
インフルエンザ	<ul style="list-style-type: none">・医療機関に案内ポスターを掲示・広報紙KOB Eに記事掲載	・案内ポスター

活用例③ 乳幼児健診等の機会を捉えた接種の促進等

- 接種率の向上のため、定期的な健診（乳幼児健診（1歳6か月児健診及び3歳児健診等）、就学時健診）の機会を利用して、接種の状況把握及び未接種者に対する再勧奨を行うこととされている（定期接種実施要領）。
- また、特に麻しん・風しんについては、特定感染症予防指針においても乳幼児健診や就学時健診の機会を利用して、接種の状況把握及び未接種者等に対する接種勧奨を行う旨が規定されている（麻しんに関する特定感染症予防指針、風しんに関する特定感染症予防指針）。

乳幼児健診等の機会を捉えた接種の促進に関する規定

- 定期接種実施要領（抄）
 - (2) 定期的な健診の機会を利用した接種状況の確認
母子保健法に規定する健康診査（1歳6ヶ月児健康診査及び3歳児健康診査のほか、3～4か月児健康診査など）及び学校保健安全法に規定する健康診断（就学時の健康診断）の機会を捉え、市町村長は、定期接種の対象となっている乳幼児の接種状況について、保健所又は教育委員会と積極的に連携することにより、その状況を把握し、未接種者に対しては、引き続き接種勧奨を行うこと。
- 麻しんに関する特定感染症予防指針（抄）
 - ・ 国は、・・・市町村に対し、母子保健法第12条第1項第1号に規定する健康診査及び学校保健安全法第11条に規定する健康診断の機会を利用して、当該健康診査及び就学時健診の受診者の麻しんのり患歴（過去に検査診断で確定したものに限る。）及び予防接種歴（母子健康手帳、予防接種済証等の記録に基づくものに限る。）を確認し、麻しんに未り患又は麻しんのり患歴が不明であり、かつ、麻しんの予防接種を必要回数である二回受けていない又は麻しんの予防接種歴が不明である場合には、当該予防接種を受けることを勧奨するよう依頼するものとする。また、定期の予防接種の受け忘れ等がないよう、定期の予防接種の対象者について、未接種の者を把握し、再度の接種勧奨を行うよう依頼するものとする。
 - ・ 厚生労働省は、文部科学省に協力を求め、学校等の設置者に対し、就学時健診の機会を利用して、定期の予防接種の対象者の麻しんのり患歴及び予防接種歴を確認し、麻しんに未り患又は麻しんのり患歴が不明であり、かつ、麻しんの予防接種を必要回数である二回受けていない又は麻しんの予防接種歴が不明である場合には、当該予防接種を受けることを勧奨するよう依頼するものとする。また、当該接種勧奨後に、定期の予防接種を受けたかどうかの確認を行い、必要があれば、再度の接種勧奨を行うよう依頼するものとする。

(参考) 乳幼児健診等の機会を捉えた児童虐待の予防や早期発見について

- 乳幼児健診等は、児童の健康状態や母親等の育児の悩み等について確認し、必要な支援につなげる貴重な機会であり、児童虐待の予防や早期発見という観点からも重要な役割を担っていると考えられる。

養育支援を特に必要とする家庭の把握及び支援について

- 「養育支援を特に必要とする家庭の把握及び支援について」 (抄)
(平成24年11月30日付け雇児総発1130第1号、雇児母発1130第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、母子保健課長通知)
- 2 要支援児童の把握及び情報収集
乳幼児等を対象とする保健・福祉サービス(乳幼児健康診査、予防接種、乳児家庭全戸訪問事業など)は、児童の健康状態や母親等の育児の悩み等について確認し、必要な支援につなげる貴重な機会であって、児童が健やかに成長するために欠かせないものである。また、これらを受けていない家庭では、受けている家庭よりも虐待発生のリスクが高いものと考えられる。・・・(略)・・・
 - (1) 乳幼児健康診査未受診等の家庭の把握及び情報の整理
 - ア 乳幼児健康診査、予防接種、乳児家庭全戸訪問事業などの乳幼児等を対象とする保健・福祉サービスを受けていない乳幼児の家庭に対して、それらの実施機関において電話、文書、家庭訪問等により勧奨し、受診等に結びつけるよう努める。その際、各保健・福祉サービスの実施機関は、未受診等の理由、背景等を調べ、これらの情報から、今後の支援や見守りについて検討が必要と考えられる家庭については、市区町村の児童虐待担当部門に情報提供を行い、対応を協議する。
 - イ 支援について検討が必要な家庭としては、行政の関与に拒否的な家庭、勧奨に合理的な理由なく応じない家庭、未受診の理由や背景等が把握できない家庭、勧奨に応じるものの虐待発生のリスクが高いと考えられる家庭などが想定される。保健・福祉サービスの実施機関において判断に迷う事例についても、児童虐待担当に情報提供を行う。
 - ウ 児童虐待担当においては、これらの家庭を支援につなげるため、当該児童に関する他の保健・福祉サービス等の提供状況、関係機関の関与の状況等の当該児童や家庭に関する情報を整理し、要保護児童対策地域協議会において関係機関でこれらの情報を共有する。

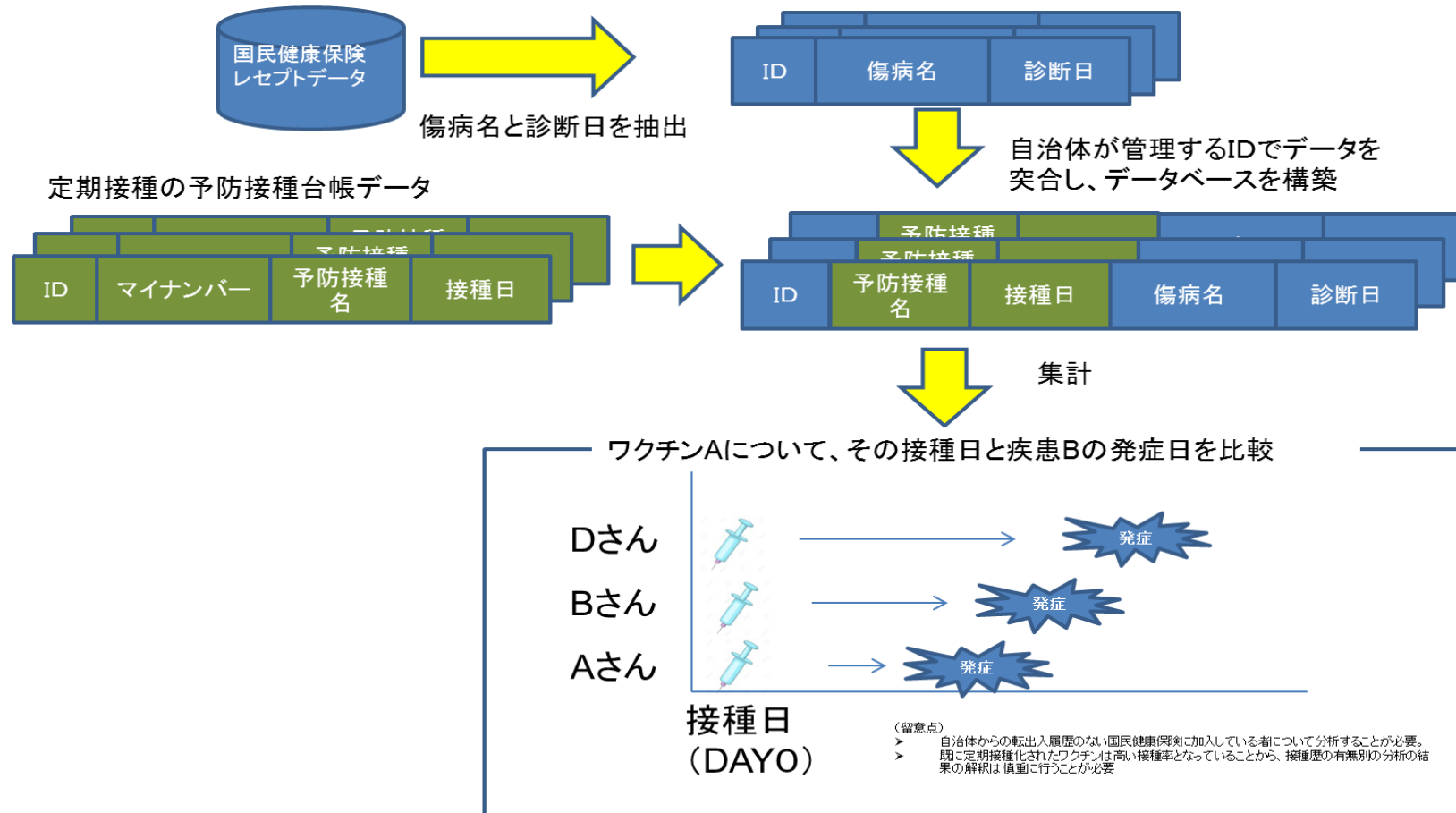
活用例④ 予防接種の有効性・安全性の評価等のための利用

- 今年度から、市町村が有している予防接種記録と、保険者が有している保険診療に関する情報を連結することで、有効性・安全性を迅速に評価できるデータベースを構築することをめざし、予算事業による検証を行っている。

【事業名】 予防接種の有効性・安全性の効果測定に関するデータ収集事業

【年度】 令和元年度

事業概要（イメージ）



活用例④ 予防接種の有効性・安全性の評価等のための利用

- 定期接種実施要領上、同時接種は医師が特に必要と認めた場合に行うことができるとされているが、現状についての定量的なデータは存在していなかった。
- 予防接種記録を解析することにより、同時接種の実態把握に使用することが可能となり、AMED研究班の結果から、約70～90%の高い頻度で行われていることが明らかになった。
- このように予防接種記録を利用することによって、予防接種の実態を把握することも可能となる。

定期予防接種の累積接種率調査における同時接種実施状況の経年的推移（2012年から2016年）

<方法>

国政調査の満2歳児人口に基づき総数5000人となるように都道府県毎に標本を比例配分（北海道185人）

無作為に各市町村に標本数を割り当て（旭川市12人）

生年月日は受療行動に影響しないとみなして各市町村は、標本数を満たすまで7月1日生まれ、6月30日、29日と遡って標本となる2歳児を決定し、標本の生年月日と接種日を調査用紙に記入して集計者に郵送

2014年から2018年まで毎年調査を行った。

日本外来小児科学会倫理委員会承認

累積接種率調査 調査票記載例（模擬データ）

調査対象：2歳児

調査票番号	1111				1112					
	標準NO	1	2	70701	標準NO	2	2	70701		
貴市(区町村)使用欄	備考	Y. A			備考	N. M				
ワクチン名	接種歴	接種年月日 一桁の場合は「0」を記入			接種歴	接種年月日 一桁の場合は「0」を記入				
四種混合	1回目	○	無	不明	2	7	1	0	0	5
	2回目	○	無	不明	2	7	1	1	1	1
	3回目	○	無	不明	2	7	1	2	1	0
	追加	○	無	不明	2	8	0	7	0	3
BCG	BCG	○	無	不明	2	8	0	2	0	5
	接種	○	無	不明	2	7	0	9	0	2
Hib	1回目	○	無	不明	2	7	1	0	0	5
	2回目	○	無	不明	2	7	1	1	1	1
	3回目	○	無	不明	2	7	1	1	1	1
	追加	○	無	不明	2	8	0	1	2	6
1回目	○	無	不明	2	7	0	9	0	2	

<2018年調査 2歳児における同時接種の状況>

	Hib2回目 PCV2回目	Hib2回目 PCV2回目 4種混合1回目	Hib2回目 PCV2回目 B肝1回目	Hib2回目 PCV2回目 4種混合1回目 B肝1回目
接種本数	2本	3本	3本	4本
標本数	1,187	683	124	1,817

Hibワクチン2回目 4103件中、3811接種（92.9%）は上記のいずれかの同時接種であった。

<2014年から2018年 同時接種の経年変化>

Hibワクチンと小児用肺炎球菌ワクチンを同時接種する割合

調査年度	1回目	2回目	3回目
2014	73.9	75.6	74.9
2015	80.7	82.3	80.7
2016	86.8	87.9	87.1
2017	89.9	90.9	90.2
2018	91.8	92.9	92.1

予防接種記録の活用と検討の視点（まとめ）

- 予防接種台帳については、電子化が進展しつつあることから、紙媒体と比較して活用が容易になってきていると考えられる。
- 予防接種記録の活用については、通知等で未接種者への再勧奨に関する規定が置かれている。
- 想定される活用方法については、以下のようなものが考えられる。
 - ・ 自治体が定期接種の実施（対象者の特定、再勧奨の実施）のために活用
 - ・ 本人又は保護者が接種スケジュールを確認
 - ・ 医療機関が接種実施時に接種歴を確認
 - ・ 研究機関が予防接種の有効性・安全性評価等のために活用
- 実際に未接種者への再勧奨を実施している自治体もあり、また、予算事業等において予防接種の有効性・安全性の評価等を実施している事例もある。



現状を踏まえると、例えば、

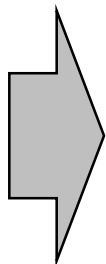
- ・ 接種率向上のため、関係機関と連携しながら更なる接種勧奨を行うために活用
- ・ 児童福祉施策など予防接種以外の施策に活用
- ・ より適切な予防接種の実施を目的として、予防接種の有効性・安全性評価、予防接種の実態把握等のために活用

なども可能になってきていると考えられることから、**記録を活用しやすくなる方策、記録の活用を促す方策**について検討してはどうか。

予防接種記録について

背景と現状

- 接種記録については、市町村が有する予防接種台帳、被接種者又は保護者が有する母子健康手帳の記録・予防接種済証があるが、市町村が有する予防接種記録の電子化が進展してきている。
- また、マイナンバー制度により、接種歴の自治体間のやりとりやマイナポータルでの接種歴等の確認が可能となっている。
- 予防接種記録の保存期間は、接種を行ったときから5年間となっている。
- 予防接種記録の活用については、通知等で未接種者への再勧奨に関する規定が置かれているほか、予算事業等において予防接種の有効性・安全性の評価等を実施している事例もある。



検討

- 接種記録の電子化の状況、今後の活用の可能性等を踏まえ、接種記録の保存方法・保存期間等のあり方について、どう考えるか。
- 予防接種記録の更なる活用のあり方について、どう考えるか。例えば、
 - ・ 接種勧奨のために接種記録を一層活用することについて、関係機関への提供の是非も含め、どう考えるか。
 - ・ 児童福祉施策など予防接種以外の施策に活用することについて、どう考えるか。